

平成 30 年 8 月 3 日

## 受益者負担の適正化について

### <趣旨>

施設の維持管理は、市民の税金及び施設利用者から徴収する使用料（利用料金）で賄っている。維持管理費に対する使用料収入の割合が低ければ、その分税金で賄う部分が多くなる。

⇒利用する人と利用しない人との金銭的負担の公平性を保つために受益者負担額の見直しを実施する。

### ◆主な対象施設

#### 直営施設

- ・総合福祉センター
- ・保健センター

#### 指定管理者施設

- ・ふたかみ文化センター
- ・モナミホール
- ・中央公民館
- ・体育施設（総合体育館、北部地域体育館、奈良県香芝健民運動場、香芝健民テニスコート、市民いこいの広場、高山台グラウンド）
- ・有料公園施設（総合プール、高塚グラウンド、高塚テニスコート、観正山グラウンド）
- ・地域交流センター

### <目的>

現行の施設使用料は、平成 21 年度に行政改革の一環として見直しを実施した。施設の維持管理に必要な経費のうち、「光熱水費」と「燃料費」を管理運営にかかる受益者負担分の経費とし、企画政策課で算定式を作成・通知を行った。その後、各所管で改定使用料を算定、平成 22 年 4 月から料金改定。

#### 【従来の使用料算定式】

受益者負担額＝管理運営コストのうち、光熱水費と燃料費

○ 1 m<sup>2</sup>、1 時間単価の算定

受益者負担額 ÷ 施設面積 ÷ 年間使用可能時間（年間稼働日数 × 1 日稼働可能時間）

○ 各室適正使用料の算定

1 m<sup>2</sup>、1 時間単価 × 貸出面積 ÷ 目標稼働率

⇒しかし、現在は以下の課題に対応するため、見直しが必要。

- ・前回の見直しから 8 年が経過しており、現状の管理運営コストとの整合性がとれていない恐れがある。
- ・税率の増加を反映していない。(平成 26 年(2014 年)4 月に 5%→8%へ増税、今後 2019 年 10 月に 8%→10%へ増税)
- ・従来については光熱水費を算出根拠に使用料を設定していたが、現在の考え方では、恒常的なサービスを提供するための一部人件費や備品購入費等を受益者負担とする傾向もあり、算出方法の再検討が必要。

#### <スケジュール>

##### 平成 30 年度

行政改革の一環として実施する本案は、都市経営市民会議で報告・諮問。

8 月 都市経営市民会議 (第 1 回)

- ・スケジュールの提示
- ・方向性の確認

11 月 都市経営市民会議 (第 2 回)

- ・素案の提示
- ・見解等の聴取

2 月 都市経営市民会議 (第 3 回)

- ・パブリックコメントもしくはアンケートの報告
- ・最終通知案の諮問

3 月 関係機関へ方針を通知

##### 平成 31 年度

4~5 月 改定使用料の算定

6 月 議会提出・条例改正

7 月 広報

10 月 改定実施

### <今後の進め方>

従来の光熱水費及び燃料費といった維持運営費だけでなく、施設の建設からサービスの提供に至る全ての経費を把握したうえで、「負担の公平性」という観点から、受益者負担として妥当と思われる経費を選定し、適正な使用料を設定し直す必要がある。(STEP1・2)

また、市の施設には公園・道路等のように日常生活に必要不可欠であるものがある一方で、体育施設や公民館など特定の市民が利益を受けるサービスで、民間にも類似のサービスが存在するものがある。

よって、使用料の設定にあたっては、施設ごとの設置目的やサービスの及ぶ範囲、内容等を検討したうえで、その性質別に「受益者負担割合」を設定することが望ましいと考える。(STEP3)

#### **STEP1**

施設の整備・運営に要する経費を区分毎に把握する。

例)

- a 維持管理費・・・消耗品費、光熱水費、保守点検費、保険料等に要する経費
- b 職員人件費・・・使用申請の受付・許可、使用料の徴収、保守点検等の契約事務等に要する経費
- c 備品購入費（減価償却費）
- d 用地取得費
- e 建物建設費（減価償却費）

#### **STEP2**

受益者負担の対象とする経費を選定する。

別添調査や各施設管理者との協議にて決定していく。

#### **STEP3**

公費負担割合と受益者負担割合を設定する。

以下のように、施設を性質別に区分することで、負担割合を決定する。

例)

- i) 広く市民に及ぶ義務的サービス・・・公費：受益者＝100%：0%  
行政関与の度合が高く、受益者からの負担を想定していない施設  
(図書館 等)

ii) 広く市民に及ぶ必需的サービス・・・公費：受益者＝75%：25%  
行政関与の度合いが高いが、管理運営費の一部を使用料により賄うべき施設  
(博物館 等)

iii) 広く市民に及ぶ選択的サービス・・・公費：受益者＝50%：50%  
民間サービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保が出来ないためこれを  
補完する施設、市の特色・魅力等を情報発信するための施設等で、市民がその  
サービスを選択することができるもの  
(文化施設、公民館 等)

iv) 特定の者に対する選択的サービス・・・公費：受益者＝25%：75%  
サービスが特定の者を対象としており、サービスの提供を受けることが選択で  
きるが、民間サービスだけでは望ましい質、量のサービスの確保が出来ないた  
めこれを補完する施設等  
(体育館、総合プール 等)

v) 便益が特定されるサービス及び民間と競合するサービス  
・・・公費：受益者＝0%：100%  
サービスが特定の者を対象としており、民間においても同種のサービスが存在  
し収益性も高い施設等  
(テニスコート 等)

<使用料算定の方法> (素案)

①施設ごとに  $1 \text{ m}^2 \cdot 1$  時間当たりの使用料原価を計算する。

$1 \text{ m}^2 \cdot 1$  時間当たりの原価＝管理運営コスト÷施設面積÷年間使用可能時間  
(※管理運営コストに含む対象経費については今後検討)

②貸出面積、貸出時間に応じた使用料を設定する。

使用料＝ $1 \text{ m}^2$ 、1 時間当たりの原価×貸出面積×貸出時間×受益者負担割合

⇒管理運営コストに含む経費によっては、大幅な負担増となる場合も想定されるため、改定率の制限や段階的引き上げ等の緩和措置を実施することも考慮する。また、改定によって施設利用率の低下等の懸念が生じる場合や近隣市町村や類似民間施設と比較して使用料額に大きな格差が生じる場合は政策的判断として金額の調整を行うことも視野に入れる。加えて、市外利用者や祝日利用等、貸室ではない入場料等のイレギュラーな料金設定については、別途検討する。